

庁議付議事案書

開催・令和3年5月26日

所管部課	都市建設部 都市計画課	部長	田辺 康弘	
件名	東大和市空家等対策計画策定準備会設置要綱について			
関係 事項	条例 規則	区分	1 審議事項	<input type="radio"/> 2報告事項
部課 機関	総務部防災安全課			
<p>1. 要旨</p> <p>空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、東大和市空家実態調査の結果を踏まえた空家等対策計画（以下「対策計画」という。）の策定に当たり、空家等対策の基本的な方針案を作成するため、東大和市空家等対策計画策定準備会を設置するものである。</p> <p>(1) 所掌事務 空家等対策の基本的な方針案の作成その他対策計画の策定に関して必要な事項を調査・検討する。</p> <p>(2) 構成等 準備会は都市建設部長及び防災安全課長の職にある者並びに学識経験者をもって構成し、その招集は都市建設部長が行う。</p> <p>(3) 施行日 決裁日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 準備会において論点整理等を行うことで、対策計画の円滑な策定に資することができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 平成26年度 「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行</p> <p>(2) 平成31年度 「東大和市空家実態調査」実施</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>準備会において空家等対策の基本的な方針案等を検討した後、「(仮称) 東大和市空家等対策計画策定懇談会」及び「(仮称) 東大和市空家等対策計画策定庁内検討会議」を設置し、速やかに対策計画案の検討を進める予定としている。</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに要綱制定の事務手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。